命令を受けている防火対象物

番号	防火対象物の 所在地・名称・用途	命令を受けた者の 住所・氏名	命令の内容			命令を行った日	管轄消防署	備考
			命令事項	命令の理由	根拠法令等の条項			
1	茨城県神栖市知手2342番地1 旅館ほ里ぐち 5項イ（旅館）	茨城県神栖市知手2342番地1 有限会社旅館ほ里ぐち 代表取締役　堀口　忠信	1　令和2年5月27日までに屋内消火栓設備を有効に作動することが出来るように加圧送水装置，配管，自家発電設備を改修すること。 2　令和2年5月27日までに旧館北側1階車庫に屋内消火栓設備を設置すること。	1　屋内消火栓設備の加圧送水装置，配管が腐食しており，かつ自家発電設備が機能不良であること。 2　旧館北側1階車庫部分は，屋内消火栓設備の設置義務があるにもかかわらず，当該設備が設置されていないこと。	消防法第17条第1項	令和2年1月27日	神栖消防署	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								